

商品概要説明書

(2016年11月1日現在適用中)

1. 商品名	財形預金（財形住宅預金）
2. ご利用できる方	当行と財産形成住宅預金の取扱契約を締結した企業または団体等の勤労者で、財産形成住宅預金契約時に満55才未満の方
3. 資金使途	住宅の取得、増改築の目的に限られます。
4. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上で年1回以上預入れが必要です。 ・預入れのつど、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金を作成します。 ・最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合にはこれを合算した金額をもって、前回と同様の期日指定定期預金に自動継続します。 ・前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動継続します。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主が勤労者に支払う賃金から天引きして預入します。 ・100円以上1円単位
6. 払戻方法 (払戻要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の取得、増改築、マンション等のリフォーム時に限定されます。 ・払戻しには住宅の登記簿謄本や建設工事請負契約書の写しなど所定の書類が必要となります。 ・住宅の取得等の後に払出しをする場合は、住宅の取得等をした日から1年以内に、所要金額を限度として1回限り支払います。 ・住宅の取得等の前に払出しをする場合は、まず、残高の90%（所要金額上限）まで1回限り支払います。その後、この払出額と所要金額の差額を限度として、払出しの日から2年後の応答日または住宅の取得等をした日から1年後の応答日のいずれか早い日までに1回限り支払います。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法 (4) 課税	<ul style="list-style-type: none"> ・預入金額ごとに預入日から満期日の前日までの日数および預入日現在（継続した場合はその継続日）における預入期間に応じた店頭表示利率（1年以上2年未満、2年以上3年以内の2種類）を適用します。（固定金利） ・満期日前の解約時には中途解約利率別表の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算により、1年複利の方法で計算します。 ・財産形成年金預金と合算で元金（継続時に元金に組入れた利息を含みます）合計550万円を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%）となります。（※） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。

8. 付加できる特約事項	_____
9. 預金保険の適用	適用されます。 (1人当たり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。)
10. 要件外払出しの場合の利子課税の追徴	<ul style="list-style-type: none"> • やむを得ず 6.の払戻要件以外の目的で払戻す場合は、過去5年間に支払われた利息および解約時の利息に20%（※）課税されるとともに、払出日以後に支払われる利息についても課税されます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）となります。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> • 1年に1回以上の預入がない場合等、財産形成住宅預金の要件を満たさない事態が発生した場合は、非課税の申告をされていても課税扱いとなります。 • 住宅の取得等の内容については一定の条件があります。くわしくは窓口までお問い合わせください。 • 金利は店頭の金利表示ボードおよびインターネット上のホームページに表示しています。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772